

岡山県公報		発行 岡山県	目次
			
目次	○ 岡山県財務規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【訓 令】 ○ 岡山県公報発行規程の一部改正 （県例規集登載） 【選挙管理委員会】 ○ 岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部改正 （県例規集登載）	会計課 総務学事課 選挙管理委員会	担当課（室）
			目次
			担当課（室）

◎岡山県規則第六十六号

岡山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県財務規則の一部を改正する規則

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。
第五十七条第四項中「第二条第二号ヌ」を「第二条第二号ヲ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県訓令第7号

序 中 一 般

岡山県公報発行規程（昭和四十一年岡山県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

第三条の見出しを「（配布）」に改め、同条中「市町村その他」を削り、「配付」を「配布」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第八十六号

岡山県議会の議員及び岡山県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程（平成六年岡山県選管告示第十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

様式第五号備考 4 中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に、「386,500 円 + 5 円 18 銭」を「419,000 円 + 5 円 62 銭」に改める。

様式第六号備考 4 中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に、「586,905 円 + 28 円 35 銭」を「609,690 円 + 30 円 73 銭」に改める。

様式第七号その二別紙備考 1 中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に、「386,500 円 + 5 円 18 銭」を「419,000 円 + 5 円 62 銭」に改め、同様式その三別紙備考 2 中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に、「586,905 円 + 28 円 35 銭」を「609,690 円 + 30 円 73 銭」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。